

令和5年長浜市農業委員会4月定例総会会議録

令和5年4月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
	17番	小畑 義彦	18番	池田 美由紀
	19番	二矢 秀雄	20番	西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 田中 昌幸、次長 宮本 安信、副参事 中北 吉紀
副参事 西尾 教則、主査 林 清次

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報 告	田畑転換等農地の形状変更届出について
議案第129号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第130号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第131号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第132号	農用地利用集積計画案についてについて
議案第133号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第134号	長浜市農業委員会農業用施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱の一部改正について
議案第135号	長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱の一部改正について

5. 議事録署名委員

14番 北川富美子 15番 大塚 高司

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会、令和5年4月定例総会を開催させていただきます。令和5年度を迎えまして、最初の定例総会でございます。2019年末から約2年間続いた新型コロナウイルス感染症も、3月にはマスクの着用も個人の判断となり、5月8日には季節性のインフルエンザと同じ対応となる5類への引き下げが予定されております。すべての日常生活がコロナ感染症前の状況に戻るのには、時間がかかると思いますが、1日でもはやい回復を期待したいと思います。また、昨年来の原材料や電気などエネルギー価格の高騰により、肥料や農業資材の価格などにも影響が出てきており、このような物価の高騰によりまして、農業にあたえる影響も心配されております。そんな中ではありますが、市内には観光に訪れる方も増えてきておりますし、桜は満開を迎え、市内でも名所の海津大崎の桜の通り抜けも、先週はにぎわいを見せていたと聞いています。4月に入り気温の上昇とともに、市内の圃場にもトラクターを目にすることが多くなり、気忙しい季節となってまいりました。

さて、新年度を迎えまして当事務局としましては、4月の定期異動により、今庄局長、後藤主幹がそれぞれ異動され、その後任として、中北副参事、林主査、そして局長として私、田中がお世話になることとなりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。ここに加え、近藤副参事、岡島事務員、畠山事務員の8名体制となります。なお、各委員会の担当については、農業振興委員会の中北副参事、農地等調査委員会は近藤副参事、農地最適化委

員会は林主査、鳥獣害対策特別委員会は西尾副参事が担当いたしますので、併せまして、よろしくお願いいたします。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、3月17日、常設審議委員会が天津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席しておりません。続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が4件、4条申請が3件、5条申請が9件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、長浜市農業委員会農業用施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱の一部改正について、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱の一部改正について、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る4月3日に当番委員、6番の森川ゆり委員、7番の廣部重嗣委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

三寒四温と申します通り、4月になり、ぐっと暖くなりました。3月中は農閑期ですので、WBCをテレビ観戦したり、いろいろな事を考えたりしたものです。4月に入り、気温の上昇と共に、あちらこちらでトラクター等が動いているのを見かけます。また、4月1日からは改革や、法律の改正がありました。それに伴い、事務局にはよろしくお願いしたいと思います。皆様方におきましては、これから農作業など始まりますが、明るく、楽しく、元気よくという言葉がありますように、意識を高めていただきますと共に、車の運転時と同様に、農業用機械の操作中に怪我などされないよう、気を付けていただきたいと思います。また、隣接道路に泥など残さないよう、注意もしていただきたいと思います。新年度になり、体制も整ったことでもあります。今年から地域計画も始まり、皆様方にもご協力をお願いすることとなります。どうか、よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員報告、14番の北川富美子委員、15番の大塚高司委員、両委員よりよろしくお願いします。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いします。まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和5年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、末広町地先、田2筆、908㎡を長屋住宅及び駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は水路、西と南は道路、北は宅地です。

番号2、土地の表示、室町地先、田2筆、668.46㎡、畑8.65㎡、合計677.11㎡を資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東と西は道路、南と北は区画整理事業用地です。番号2の届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中でございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年4月10日、長浜市農業委員会会長名。今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、宮司町地先、田1筆、72㎡を、売買により、看板設置、駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南と北は田です。

続きまして、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和5年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会、田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6条の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、西浅井町大浦地先、田1筆、797㎡を果樹栽培として使用するために盛り土をしたい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、東は田、西は山林、南は道路、北は山林です。形状は、現状の高さから最大90cm程度盛土され、果樹、特に、獣害の被害を受けにくい山椒等、栽培を行う計画です。該当地については、昔は田として使用されていたものの、近年では水はけも悪く、周辺農地も含めて、遊休農地の状態が続いており、毎年、除草作業のみを行っている状態になっています。こうしたことから事務局としてはやむを得ないものと判断し、受付をしております。なお、受理通知書を発行する前に、農地等調査委員会事前審査委員会にお諮りをしたところ、やむを得ないとのこと意見をいただいております。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和5年4月10日、長浜市農業委員会会長名。今月、農業委員会宛て計7筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田7筆、19,379㎡の解約です。番号1から7は全て相対による解約で、耕作目的ための解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました4件について、ご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

ございませんか、無いようですので議案審議に移ります。

まず議案第129号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第129号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和5年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が4件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、余呉町国安地先の田2筆、766㎡を、贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地を確認したところ耕作がされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず、管理ができないため、申請地集落周辺を耕作している譲受人と贈与で申請されたものです。

番号2、土地の表示、高月町西野地先の畑1筆、148㎡、田を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ耕作がされておりました。申請地は現在譲受人が耕作しており、今回、譲渡人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号3、土地の表示、高月町松尾地先の畑1筆、72㎡を、売買にて権利を取得されるものです。

申請地は白地の畑で、現地を確認したところ不耕作地でした。本案件は、3月定例総会で議決された空き家に付随する農地等指定農地の案件です。

番号4、土地の表示、中野町地先の畑2筆、271㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ耕作がされておりました。本案件は、3月定例総会で議決された空き家に付随する農地等指定農地の案件です。

以上、番号1から4につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第129号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第129号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第129号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第130号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第130号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第130号につきましては、今月の締切までに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる3月22日に、農地等

調査委員会の將亦委員長、3番の家倉和行委員、17番の小畑義彦委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和5年4月3日に6番の森川ゆり委員、7番の廣部重嗣委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

（事務局）

申請番号1、加田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

（廣部委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、加田町地先、畑2筆、165㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されております。これは申請人の先代が、昭和42年に自宅を建築しており、今回、財産の整理を行っていたところ、農地法の許可を得ずに建物を建築していたことが判明し、申請されたものです。今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、西側道路側溝に排出されており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、七条町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

（森川委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、七条町地先、畑、107㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東が農地、西は宅地、

南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されております。これは申請人の先代が、昭和52年に自宅を建築しており、今回、財産の整理を行っていたところ、農地法の許可を得ずに、建物を建築していたことが判明し申請されたものです。今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は南側道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、木之本町小山地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、木之本町小山地先、畑2筆、233㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東が里道及び、後で説明します5条申請地、西は里道、南は宅地及び5条申請地、北は里道です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されております。これは、申請人の先々代が昭和初期に離れを建築しており、今回、財産の整理を行っていたところ、農地法の許可を得ずに建物を建築していたことが判明し、申請されたものです。今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、西側道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第130号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第130号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第131号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第131号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年4月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第131号につきましては、今月の締切までに9件の申請がありました。書類審査のうえ受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第130号と同様に、農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、高月町柏原地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告いただきます。

(森川委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、高月町柏原地先、畑2筆、1,101㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の南側で電気工事を請け負う会社を経営しており、工事に使う資材の置場が不足しており、近隣で土地を探していたところ、譲渡人の農地を譲っていただく話がまとまり、今回申請されたものです。なお、同敷地は、社長個人が購入の上、造成工事費用を支出し、会社に貸す予定である旨の報告を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地北側にL型擁壁を設置するとともに、敷地東西の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。申請地は、都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

（廣部委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、内保町地先、田、582㎡のうち264㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。借受人は敷地南側で歯科医院を開業しており、医院の患者用駐車場が狭く、駐車場を拡張する計画を立て貸出人に相談したところ、借り受ける話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地北側にU字溝を設置して道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、新栄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

（森川委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、新栄町地先、田、1,087㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は水路、北は道路です。

写真をご覧ください。申請人は建築業を営んでおり、資材置場の造成を計画し、社長の父親名義の土地を借りて造成することになり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側にL型擁壁を設置し、南側水路に排水される計画となっており、隣接に農地に影響を及ぼす恐れがないことから、許可相当と考えます。

なお、この案件は、11月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が

完了したため、申請されたものです。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、高月町唐川地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

（廣部委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、高月町唐川地先、畑、427㎡、契約内容は使用貸借、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人は母親名義の土地に住宅を建築する計画を立て、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、東側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないため、許可相当と考えます。

なお、この案件は、11月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため、申請されたものです。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、木之本町小山地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、先ほどの4条申請、番号3で説明した案件に関連することから、引き続き廣部委員よりご報告をいただきます。

（廣部委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、木之本町小山地先、畑、99㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は4条申請地、南は宅地、北は4条申請地です。

写真をご覧ください。譲受人は土地と建物の相続手続きを行った際、建物の一部が親戚の土地を借り受けて建築されていたことが判明し、土地を買い受けるために申請されたものです。

なお、同敷地は4条申請の際に説明したとおり、先々代が農地法の許可を得ずに建物を建築していたことが判明し、今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、西側道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、西浅井町岩熊地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、既存施設の2分の1以内で拡張する場合には例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、西浅井町岩熊地先、田、355㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は水路です。

写真をご覧ください。譲受人は、敷地東側でクレーン作業、重機運搬等の会社を営んでおり、このたび、クレーン車や重機の中古車販売を営むことになり、その展示駐車スペースが必要となり、譲渡人と売買の話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、敷地西側にU字溝を設置し、北側水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できることから、許可相当と考えます。

なお、この案件は、11月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため申請されたものです。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、西浅井町岩熊地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、西浅井町岩熊地先、畑、331㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は宅地、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人が空き家を買取り、私設美術館を開館する計画を立て、来客者用駐車場を整備するために申請されたものです。

なお、1月定例総会においても、申請地の東側の農地を駐車場として整備するために転用申請し、許可を得てすでに農地を埋め立てされており、今回の申請地と合わせて駐車場として使用される予定です。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、余呉町上丹生地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、余呉町上丹生地先、田2筆、畑1筆、計288㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人は父親名義の土地に住宅を建築する計画を立て、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、東側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地がないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、高月町東物部地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、引き続き、森川委員よりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、高月町東物部地先、畑2筆、144㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は農地、北は水路です。

写真をご覧ください。譲受人が寺駐車場の整備を計画し、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出される計画となっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第131号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ございませんか。

それでは、私から番号6についてお聞きします。法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため申請されたものとお聞きしましたが、毎年、2分の1ずつ増やしていて、どこまで広がるのか心配です。

(將亦委員長)

この件については、農業振興課から農用地区域からの除外審査についての説明で、今回の申請地の東側を、一昨年転用許可をし、3年程前に除外しております。その時も、逐次、逐次、申請をされていることを農業振興課に質問をしました。基本的に、逐次、行っていくことについては、若干増えてはいるものの、農用地区域の方にたいした影響を及ぼさない場合はいいと考え、受付をしたと聞いた。他の委員からの質問等がなかったので、このようになった経過がある。本来ならば、本当に必要であればもう少し大きく除外申請をされた方がいいと思うのですが、その除外申請も過大な面積というふうに捉えられるものは受け付けができない。最低限の必要な面積を受付している、とのことでしたので、その時も、やむなく除外申請を表明したと私は記憶しております。ここで、そのことを蒸し返しても、これはもう、やむを得ないというふうに思う。以前にも木之本地区でもあったと思う。大きな農用地区域で、道路を隔てた向かいの事業所が除外申請しました。その時にも、虫食いみたいになるのではないかと質問したのですが、農業振興課が、他に敷地がない場合には、事業用地として近隣の場合においては青地の農地でも除外申請を受け付ける旨の回答があったと思います。そのようなことから、今回の申請においても、転用もやむなしだと思います。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

わかりました。他にございませんか。

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第131号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第132号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第132号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和5年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手19人に対して借り手が7人で、筆数は51筆、合計の面積で58,801㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者6人、取得者5人、筆数は10筆、面積は13,679㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが、利用権設定について、と記載されている番号1から番号51はすべて、相対により地元農業者等に、利用権を設定される計画です。次に、所有権移転につきましては、タイトルが、所有権移転について、と記載されている番号1から番号10につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号10については、全て譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第132号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。3番の家倉和行委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくだらないこととします。

諮問をうけました、議案第132号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第133号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第133号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和5年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から49番までの49件、姉川沿岸土地改良区から申し出のありました、番号50番から102番までの53件、合計102件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第133号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。4番の多賀正和委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくだらないこととします。

議案第133号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第134号、長浜市農業委員会農業用施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱の一部改正と、議案第135号、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱の一部改正については、関連しますので一括して、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第134号と議案第135号については関連がありますので、あわせてご説明いたします。

議案第134号、長浜市農業委員会農業用施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱の一部改正について、長浜市農業委員会農業用施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように制定する。令和5年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第135号、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱の一部改正について、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように制定する。令和5年4月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

こちらにつきましては、先月の農業委員会定例総会の協議事項におきまして、農地転用申請様式の見直しについてご協議をいただき、承諾書を廃止し、周辺農地における営農への被害防除に関する説明書を新設することに賛成をいただき、4月1日より運用を開始したところですが、両議案の要綱についても様式の変更が必要であることが先月の議案送付後に判明したため、先月の総会后、委員長である副会長にご相談させていただき、農地等調査委員会事前審査委員会当番員協議にお諮りし、今回両要綱の変更の議案を上程させていただいたものです。変更箇所については、承諾書の廃止と周辺農地における営農への被害防除に関する説明書の新設、それに関連する各条文等の変更となります。

また、本日ご議決をいただきましたら、本日付で告示し、同日付で施行する予定です。それでは、委員会報告を委員長にお願いしたいと思います。委員長よろしくをお願いします。

(將亦委員長)

それでは農地等調査委員会よりご報告を申し上げます。議案第134号、第135号につきましては、農地転用の許可基準に基づく添付書類の変更に伴う、変更でございます。先月の当番委員協議におきまして、農地等調査委員会として精査をさせていただきました。当番委員の皆様で協議した結果、この改正についてはやむなし、という承認をいただきました。申し訳ありませんが、当番委員協議で済ましたことをご了承いただきますと共に、本日、農地等調査委員会として承認をいたしましたことをご報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

委員長ありがとうございます。議案第134号、135号にかかる事務局からの説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第134号及び議案第135号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。それぞれ、個々に裁決を採りたいと思います。

それでは、議案第134号、長浜市農業委員会農業用施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱の一部改正について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので承認し、4月10日をもって改定することとします。

次に、議案第135号、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱の一部改正について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので承認し、4月10日をもって改定することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

それでは次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、令和5年4月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和5年5月の農業委員会定例総会につきましては、令和5年5月12日、金曜日、午後1時30分から、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

3点目、令和5年5月の農地転用の現地調査につきましては、令和5年5月8日、月曜日、午前8時30分から、市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、8番の森委員、9番の橋本委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いします。

4点目、令和5年4月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和5年4月21日、金曜日、午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、1番の八若委員、6番の森川委員です。よろしくお願いします。

5点目、その他協議、連絡事項でございますが、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)についてです。それでは、長浜市の農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、ご説明させていただきます。

長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)をご覧ください。この指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項に規定されており、最適化推進活動の目標と推進方法を定めるもので、農業委員会はこの指針の策定に努めなければならないとなっております。今回、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法第7条により改定するものです。

主な改正内容については、人・農地プランが地域計画の変更と、最適化活動の目標の達成状況の評価の方法を追加した2点です。あとは文章の言葉尻を統一させていただきました。また、改正(案)については、農地最適化推進委員に、令和5年3月3日付けで送付し、意見照会を行い、意見を反映させていただいております。今後のスケジュールですが、本日決定いただきましたら、ホームページにて公表します。

以上、簡単ではありますが、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の説明とさせていただきます。

(会長)

長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてですが、もう、法律で決まったことですね。国が決めたことで、否応にもやらざるを得ない、というのが正直なところですね。地域計画となり、2年間で移行するということでもあります。

委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(廣部委員)

2年で出来なかったらその後はどうなるのですか。

(事務局)

目標として2年と設定しております。できなかった地域については、引き続き、設定に向けていきたいと思います。また、策定された地域計画も、随時見直しをし、変更があれば随時変更をしていくと聞いております。

(廣部委員)

更新はないが、変更はされるのですか。

(事務局)

はい、そうです。変更があれば、その地域の計画を変更していくことになると思います。

(会長)

説明は受けましたが、実際に私達は何をすればいいのですか。

(事務局)

目標の地図の素案は作成させていただきます。まずはアンケートを実施し、10年後を見据えて耕作されないという場合にはその筆の色を抜き、白になります。目標地図の素案を事務局で作成いたしますので、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様を確認をしていただき、その後、各地域でご確認いただき、白い筆について考えていただくかと思います。

(廣部委員)

全部で270集落程ですか。

まずは、人・農地プランができている150集落程からされるのですね。多分、人・農地プランができてない集落から率先してやっていかないと進まないと思うのですが、市としては実績をつくりたいので、できるところからしていこうということなんでしょうね。一応、納得はしております。

(会長)

他にございませんか。

(北川委員)

人・農地プランができていない集落においては、令和6年度で重点的にされるということでお聞きしておりますが、この4月末にある農業組合長会議では、どのようにご説明されるのですか。

(事務局)

農業組合長会議では、全集落を対象に説明をされます。

(北川委員)

アンケートについても同時にされるということですか。

(事務局)

はい、そうです。

(北川委員)

分かりました。ありがとうございます。

(二矢委員)

改正後の部分について、中間管理機構との協力を進めるとありますが、そこには利用権の設定期間が満了する農地等の情報収集、または、農地の出し手と受け手とのマッチングを行うとされているが、今年度から中間管理機構はマッチングはしないと私はお聞きしている。どういうことですか。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員の仕事として記載されているが、本当にたくさんあり大変だと思う。特に、人・農地プランの作成が少ない地域については、これは大変な仕事になると思う。令和4年5月31日の資料によると300集落があり、157集落が人・農地プランを作成しているということが書いてあり、どうやって1年でできるのかと思う。私自身も一人で余呉地域の集落をまわろうと思うと大変なことです。我々、委員の仕事といわれると、少しきつ過ぎると思う。自分の集落だけだと、そんなことは全然思いませんが、現実的に無理ではないか。270集落を1日1集落として、270日も説明にまわらないといけない。こんなのは、まわれるはずがない。そこが少し現実的でないと思います。

(会長)

説明会の時に意見をさせていただいておりますが、1集落毎に行うのはなかなか大変なので、学区毎に行うようにと提案をさせていただいております。5月12日に集まるのは、また地域計画についてですか。

(事務局)

いいえ、5月12日については、毎年行っております、意見具申の回答を得た、今年の市の農業予算説明会です。後日、ご案内させていただきます。

(將亦委員長)

二矢委員に関連した意見をさせていただきます。指針の第5、地域計画の目標を達成するための役割というところで質問をされたと思うのですが、農村まるごと保全向上対策の3つ目で、地域計划定義、位置づけされた担い手への農地利用調整やマッチングと記載があり、二矢委員はそちらを質問されたと思います。私は第1に、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んで行く必要があります、と記載がある。それを受けて、第5で、農業委員の役割というところの地域計画の目標を達成するための役割が記載してあると思うのですが、地域計画に基づいて集積する、目標地図等に基づいて作成していくのですが、その利用権設定については、農地所有者と受け手が相対で話し合いをし、期間や賃料等につい

て合意ができたものについては、市、行政に利用権設定の選出を行っていくということが、説明会時の資料や、事前に配布していただいた基盤強化法の改正の説明資料に書いてあると思う。今までは農地中間管理事業については、貸し手と受け手が希望をし、互いの期間は5年、10年というふうに中間管理機構が決めていたのですが、賃料については、所有者、耕作者がそれぞれ希望を出し、中間管理機構と農業委員会と農業団体とがマッチングをし、話し合いをしていた経緯がありますが、これからは、個人個人でそういうことを決め、合意を得てからでないと賃借権の設定の手続きができないとなっております。私の担当地区である浅井地区でも、中山間地域的なところと平地のところがあるのですが、私が担当しているところは中山間地域的なところなので不在所有者が多い。今までだと、中間管理機構に預けたいと、その方が申請を出しておけば、中間管理機構や農業委員会、行政、農業団体がいろいろな設定をし、そして中間管理機構の名のもとに、10年、など権利設定ができたのですが、それが相対となるとなかなか難しくなり、遊休農地とか耕作放棄地の解消に努めると書いてあるのがお題目だけになってしまって、遊休農地や不耕作地が増えるのではないかと思う。また、以前にあったヤミ小作が増えてしまうのではないかと思う。そのようなことになると、所有者抜きに耕作者同士の話し合いをされ、所有者が知らないうちに変わってしまったというお話も聞きました。ますます、そのような正式なルートにのった賃貸借設定、それから集積計画が進まないのではないか、という疑問を私はもっている。そのようなことが無いように、行政、農業振興課が、もう少し連絡を密にしていただけないかと思います。また、マッチングということについては、この農業委員会としての役割があるのか教えていただきたい。

(二矢委員)

私の意見したところは、担い手への利用集積のところで、中間管理機構との連携についてマッチングが出てきたので、質問をさせていただきました。

(將亦委員長)

そうでしたか。私は第5のところです。

(事務局)

マッチングの話となりますと、基本的には地域計画が定められる、その方しか借りられなくなるとの話があります。ただ、地域計画が定まったところで、それ以前に利用権などが結ばれている方につきましては、その期間が満了するまでの間に解約をしてもっていく方法もあれば、その利用権の期限が切れてから地域計画に定められた耕作者へ移行する、この二つのパターンがあると思っております。次に、中間管理機構へ預ける時、条件などで差異が出ることもあると思いますので、その場合には、委員の皆様にも少しご協力をお願いしたいと思います。そのような形でマッチングをかけて、中間管理機構へ申し込み、という流れになろうかと私は思います。

(会長)

最終的に中間管理機構へ申し込まないことが増えるのではないですか。

(事務局)

そうですね。ヤミ小作が増えてくるのではという懸念は、私共もっております。

(会長)

これからが大変ですね。私はなかなか糸口がみえない。だいたい、3年を目標にやっつけてくのだと思うが、人・農地プランも平成24年から始まり、毎年変更ばかりでしたね。5年、10年先は見当がつきません。他にございませんか。

(家倉委員)

私の集落になりますが、所有者がお亡くなりになり耕作者が分からない。近くの集落にも、昨年、1人暮らしでお亡くなりになられ、身寄りの方がいない状況で農地はどうなるのだろう、となっている。耕作されているが耕作者がわからない、そんな状況です。所有者ときちんと整理したいと相談を受けても、我々、委員はできることと、できないことがある。そういう現実が姿としてある。施策として、将来が安定して耕作ができと言われても、現状はこのようなこともあるので、ある程度の時間がかかります。そういう事情も、皆さん、それぞれあると思いますので、少し危惧しております。

(会長)

他にございませんか。

(池田委員)

地域での話し合いの時、耕作者は、耕作している全ての集落の話し合いに出席しないといけないのですか。私の場合、所有者として、耕作者として、農業委員として意見を求められるということですね。

(將亦委員長)

農業経営基盤強化促進法の一部改正について、目標地図の素案の作成と記載がありますが、私の地区の実情をお話しさせていただくと、現在、圃場整備をした地域でも、どこでも不耕作地が多いです。全然、耕作者がいない地域もある。昨年、各自治会毎の所有者と耕作者の地図を拝見させていただきましたが、地域内の各自治会に耕作者がいないところが結構あります。そういう筆は、この目標地図の素案では白い部分になるのですね。話し合いをしても、所有者はおられますが、耕作者がおられないところは白いままになる。今、原状がそうなのに、5年先10年先で埋まるはずがないです。ますます、白いところが増えるはずです。今の耕作者でも高齢になれば後継者がいなくなり辞めてしまわれる。そういうのはどうすればいいのですか。こういうのは一集落で話し合うのではなく、地域毎など集まって話し合いをしていかなければ現状と素案はできても、次の段階である公告する地域計画で白い部分が増える山間地域、中山間地域があると思う。そこをどうするのか、頭の

痛いところです。私達、農業委員としては平地のところはそれなりにお声掛けいただいたら埋まっていくと思うのですが、山手など、中山間地域では大変だと思います。そのところをもう少し考えていただきたい。そんな簡単に、令和6年度中にできるという話ではないので、やはりもう一度、人・農地プランができていないところを優先して、早くから話し合い始めてもらわなければ、素案はできても、地域計画の地図ができないのではないか、と思う。ここをもう少し、行政、当局と話し合いをしていただき、この指針についてはやむなしだとは思いますが、実際に始動するとなれば大変だと思いますので、そこはもう少し考えていただかないといけないと思います。

(会長)

事務局を責めているわけではないのですが、やはり、我々には大変です。

(森川委員)

目標地図の素案についてお聞きします。素案で色分けしているのが目標地図だと思うのですが、所有者が隣接農地の耕作者にお願いしたくない場合や、賃料などで耕作者を変更された場合は貸しはがしになりませんか。

(事務局)

そのようなことも含め、きれいに素案はできるかもしれませんが、実際、うまく話し合いができるかという点、なかなか難しいのではないかと思います。あくまでイメージを載せているだけで、実際はこのようになるところはあまりないと思い、あり得ない話ではないと思います。地域の中で、できる限り集約をしていただいた方が効率的ですし、当然、耕作者にとってもいいことですが、いろいろな条件などありますので、それを無視して耕作するのはいけないと思います。また、耕作者が決まらなくて、白い筆があってもやむを得ない話だと思います。必ずしも、集約した地図でないといけないわけではなく、修正ができますので、話し合いができたところから集約していく、というような地図の作り方をしなければ、おそらく2年でまとまらないと思います。10年、20年かけて、何とかそれなりのものできてくるのかなとは、個人的には思います。皆様のご意見をたくさんいただいておりますので、後日、農業振興課と一緒にお時間を取りたいと思います。本日、いただいたご意見は、担当課である農業振興課へお伝えさせていただきます。

(廣部委員)

この地図は公告するということで、誰でも閲覧できるということですね。それだと、白いところが多い地区の農地を耕作する目的だとは思いますが、とりあえず農地を買いにくる方が出てくるのではないかと。自分が耕作するのか分からないけど、農地を購入できる権利がある。3年耕作という縛りがあっても、それは誰かに耕作してもらい、そうやって農地を所有する方がでてくるのではないかと。

(会長)

それは少し話が違うのではないのでしょうか。この地域計画に名前がのっていないと農地を耕作できない。

(廣部委員)

地図の白い農地は購入できるのではないのですか。

(会長)

白い筆は、耕作者がおられないということですよ。

(廣部委員)

下限面積も撤廃になり、誰でも取得できるようになったので、地図を見て、耕作者がいない農地を購入の方がでてくるのではないか。

このイメージ地図をみると、色分けされています。これは耕作者毎の色分けになるのですか。

(二矢委員)

白については誰にも決まらなかったところになる。耕作者によって色分けしている理由はなんですか。今の耕作者の方々は、同じ色でいいのではないか。現在、色がついていない農地をどうしようかという話が必要かと思います。白いところも隣接の耕作者が振り分けできればいいが、分けられない部分もあると思う。

(廣部委員)

最近は山手の農地でも耕作者が決まらなければ、そこをあえて購入しようとする方もいるかもしれない。

(事務局)

そうですね。確かに廣部委員のおっしゃってることは正しいと思います。地域計画に定められていない農地は購入できることになります。私も図面をしっかりと拝見できていないのですが、今、事務局で地図を作成しています。それに関して、一定、青地の中は共済の細目書を見て、現、耕作者の色を塗っておりますので、おそらく白くなるのは、耕作放棄地など、誰も耕作されていない農地だと思います。まず、基本的に素案を作る前の地図は、一旦、共済細目書で色を塗りますので、多分ですが、ほぼ白はないかと思います。その後、耕作を辞めたい方が出てこられ、次の耕作者について話し合われるだろうと思います。例えば、3年、5年の間は辞めない。何年後に辞めたいと期限を出してくるものだろうと思いますので、山手とか、中山間地の耕作放棄地等、耕作ができてない農地以外はあまりないのではと思っております。

(廣部委員)

しかし、今は調べないとわかりませんが、この地図を見れば、耕作者がいない農地は一目瞭然になる。

(事務局)

下限面積はなくなりますけど、当然、他の要件は残りますので、そこはこれからしっか

りと見なければいけないと思います。

（大塚委員）

所有者の方で、白地の田と青地の田をセットでお願いされる場合があります。地域計画で出た場合、それぞれでいいところ取りにならないか、という問題がある。ここら辺の問題も少し厳しいように思える。そのことに対して私も助言することはできない。

（小畑委員）

私の集落で20年程前に圃場整備した時、農地の集積を図ろうと契約しました。そのときに、農家の方から危険分散をしたいと言われた。例えば自然災害や、獣害被害等で、1ヶ所に集めてしまうより、散らばって耕作したいという農家の方もおられる。ただ、その考え方を持っていれば、今でもこれはできるという、そういう話が出てくる。また、集積といわれますが、山間地については難しいというような状況があらうかと思う。また、人・農地プランについては、5年後、10年後の耕作者を話し合ってくださいという話でしたが、今回は、集積の話も入ってきた。となると、農業組合長だけでは、まず難しいのではないか。実際に我々は農業者ですが、それでもこんなに意見が出てくるのに、まして農業経験のない方が話を聞いても、理解するところまでいかないと思う。1回の説明会だけでなく、もう少し意見を聞くなり、もっと説明会を開くなりしないと前へ進まないと思います。

（事務局）

そうですね。必ず、色が塗られていないといけない、ということではないとは思っております。5年、10年後の耕作者を話し合ってもらって、集積はもちろん大事ですが、地域の状況が大事です。地域の状況を十分に把握したうえで、できる限り集積していこうという考えでないと、多分、まとまらないと思う。また、白地と青地の農地についての話ですが、青地の農地だけでなく、この地域は所有者の意向も踏まえて、白地の農地も計画地域に入れ、青地の農地しかいれない状況ではないと思います。また、農組長への対応も、1回だけではないと思います。こちらの素案を示したものを持っていくのに1回目、そこでご意見をいただき、持って帰ってきて、素案をまた作り直し、示すのに2回目。最低2回はお伺いにいくと事務局は思っております。簡単にできるものでもないと思っておりますので、何度もお伺いすると思えます。今回、農業組合長会議で説明会をしますが、非農家の農業組合長も居られるかと思えますので、要望があれば、それぞれの地域にご説明に伺うと農業振興課からお聞きしております。農業組合長会議での説明会だけで終わるということではありません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

（廣部委員長）

非農家の自治会長、農業組合長もおられますので、その方達だけでは難しいと思う。集落の農業について、よくご存じの方がリーダーになってもらい、我々はアドバイスをしていくようにしていきたい。地元は地元の方で守っていくという意識は持っていてほしい。

(会長)

いろいろなご意見をいただきました。委員の皆様が担当している集落はいくつもございます。全てを取りまとめるのは大変なことになろうかと思いますが、頑張ってくださいと思うところでございます。まだまだ、ご質問等があると思いますが、後日、事務局へお願いしたいと思います。

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(廣部委員長)

農業振興委員会からお知らせいたします。各自治会に農業委員会だよりを回覧しております。誌面の充実を図りたいと思いますので、皆様から載せてほしいことや、地域で紹介してほしい方、また地域計画の話も載せていくのかどうなのか、とも思っております。アンテナを張っていただき、ぜひ、情報を寄せていただければありがたいと思います。

以上でございます。

(事務局)

活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いいたします。こちらですが、電子媒体でもご用意しております。以前からメールでご提出されている委員の方もおられます。アドレスをいただければお送りさせていただきますので、どうぞ、お申し出ください。これからも活動記録につきましては、これまで通り郵送させていただきますので、ご自身の都合がよい方でご提出いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

他にご意見等ないようでしたら、これで定例総会を終了いたします。みなさん、お疲れ様でした。

(閉会)